

生徒心得

この心得は、生徒が学校の教育目標に従い、よりよい学校生活を送るために必要と思われる大綱を示したものである。

1. 生徒の本分は学習にある。常に自主的な学習活動に励み、学力・体力の充実に努めること。
2. 本校生徒としての誇りと自覚を失わず、自律的な行動、けじめのある規則正しい生活を送るよう努めること。
3. 常に礼を重んじ、健康な身体、豊かな人間性、品位ある人格の形成に努めること。

I 生活一般

1. 登校・下校

- (1) 始業時刻は、午前 8 時 30 分とする。

始業以前に部活動等をする場合は、午前 7 時より午前 8 時 20 分の間とする。

- (2) 下校時刻は原則下記の表による。

	下校時刻
一般生徒	午後 5 時
特別 居残り	午後 7 時（4 月～9 月） 午後 6 時 30 分（10 月～3 月）

*特別居残り：部活動、補習などで教員の付き添いのある居残り。

- (3) 休日及び長期休業中の登校について

ア. 休日の生徒の登校は、顧問の付き添いがない場合には原則禁止する。

イ. 長期休業中の学習等を目的とした個人の登校は日直の先生の許可を受け、備えつけの登校者名簿に必要事項を記入し、指定された教室を使用する。

ウ. 部・委員会等の団体活動の場合は、所定の手続きにより願い出る。（ただし、それぞれの顧問・責任者の付き添いを原則とする。）

2. 所持品

- (1) 学校生活に不必要なものは所持しない。
- (2) 現金・貴重品の保管には十分注意し、各自で責任をもって管理する。
- (3) ピアス・アクセサリーは身につけない。

3. 校内生活

- (1) 常に挨拶を忘れず、言葉遣いに留意し、礼儀正しい態度を心掛ける。
- (2) 授業を受ける姿勢は、常に礼をもって始め礼に終わる。
- (3) 校舎、校具、その他公共物は大切に扱い、常に校舎内外の清潔・美化に努める。
- (4) 生徒同士の金銭徴収、貸借、物品売買を行わない。
- (5) 学校の組織や個人情報を利用して、特定の政治活動、宗教活動などをしない。

4. 校外生活

- (1) 校外においても校内と同様、服装、言動に留意する。
- (2) 外出の時は必ず生徒手帳・身分証明書を携行する。
- (3) 風紀上好ましくない場所への出入りはしない。
- (4) 万一事故があったときは速やかに学校に連絡する。

Ⅱ 服 装

1. 登下校には本校所定の制服を着用する。

学校指定のブレザー・スカートまたはスラックス・ネクタイまたはリボン・白のワイシャツ・白のポロシャツ（夏期）

- (1) 冬期（10月～5月）＊移行期間を含む

- ・ブレザーの下にセーター・カーディガン・ニットベストを着用してもよい。校内ではブレザーを着用しなくてもよい。ただし、セーター・カーディガン・ニットベストで登下校してはならない。

（公式学校行事にはブレザーを必ず着用する。）

- (2) 夏期（6月～9月）＊移行期間を含む

- ・ブレザーをぬぎ、白のワイシャツ、白の半袖ワイシャツ又は白のポロシャツ（ワンポイント不可）とし、左胸に学年色の転写マークを付ける。ネクタイ（リボン）は着用しなくてもよい。

- ・登下校及び校内ともに、セーター・カーディガン・ニットベストを着用してもよい。

- (3) ベルト：黒・茶など華美でないものとする。

- (4) 制服の改造の禁止

- ・制服は指定された店で作ること。出来上がったものを改造することは禁止する。

2. セーター・カーディガン・ニットベストについて

- ・形：Vネック

- ・色：黒、紺、茶（ベージュ、焦げ茶等），白，グレー（ライトグレー，ダークグレー等）

3. コート類について

- ・ブレザーの上に着るコート類は、華美でないものとし、校舎内では着用しない。

4. 履物

通学用の履物は革靴もしくは運動靴とする。校舎内では所定の上履きを用いる。

5. 靴下

白・紺など華美でないものとする。

6. 頭髪

高校生らしい清潔な髪型を心掛ける。パーマ・染色等の加工は禁ずる。

Ⅲ 自動車（原動機付自転車を含む）運転免許の取得について／登下校時の運転及び制服乗車の禁止

1. 登下校時に自動車（原動機付自転車を含む）を運転してはならない。
2. 登下校時に友人等の自動車（原動機付自転車を含む）に同乗した場合も、運転したものとみなす。
3. 制服乗車も登下校時の運転とみなす。

Ⅳ 届出及び願出

1. 欠席・遅刻・早退の届出方法

(1) 欠席

ア. 保護者は8時25分までに学校へ電話で連絡する。(無断欠席厳禁)

イ. 生徒は保護者が記入捺印した生徒手帳を担任に翌日提示する。

(2) 遅刻

a. あらかじめ遅刻することがわかっている場合

ア. 保護者は8時25分までに学校へ電話で連絡し、生徒手帳に記入捺印する。

イ. 生徒は職員室の遅刻カードに記入し、担任又は学年の職員に提出し、押印を受けた後、遅刻カードを持って教室に行くこと。

b. それ以外の遅刻の場合(遅延も含む)

ア. 8時30分～8時45分は、校門指導担当の職員から遅刻カードを受けとり、記入し、捺印を受け、担任に提出する。

イ. 8時45分以降の遅刻は職員室中央ドア前にある遅刻カードに記入する。カードを担任又は学年の職員に提出し、押印又はサインを受け、カードを持って教室に行く。

(2) 早退

a. 帰宅後、必ず担任に電話連絡する。

b. あらかじめ早退することがわかっている場合

ア. 保護者は生徒手帳の「早退」欄に記入押印する。

イ. 生徒は担任に生徒手帳を見せ、担任から遅刻カードを受けとり、早退欄に必要事項を記入し、担任から押印を受ける。その後、早退する最初の授業の先生に遅刻カードを提出する。

c. それ以外の場合

病気の場合は「保健室連絡票」を受けとり、担任の許可を受け、遅刻カードに記入後、押印を受ける。原則として手続きは休み時間のうちに行う。

2. 自転車通学届

(1) 自転車通学を希望する生徒は4月当初に、自転車通学届を提出し、許可を受ける。

(2) 無許可で自転車通学をしてはいけない。

(3) 自転車通学届にある誓約書の内容は次の通りである。

1. 交通ルールをしっかり守ります。

① 並列走行、二人乗りなど、周囲に迷惑をかけるような危険な運転は決してしません。

② 信号や標識、一時停止などは守ります。

③ 暗くなったらライトをつけて走行します。

④ 雨天時には雨具を使用し、傘さし運転はしません。

⑤ 音楽などを聞きながら(ヘッドフォンやイヤホンをして)、また、携帯電話・スマートフォンを使用しながら運転しません。

2. 常に点検をこころがけ、安全な自転車で通学します。

3. 荷物は荷台につけるか、かごに入れます。

4. 所定の自転車置き場に置き、必ず施錠します。

5. 必ず自転車損害賠償保険に加入します。また、ステッカーを貼ります。

6. その他、安全走行に関する学校の指示に従います。

(4) 誓約書の内容に違反した場合は、許可をとり消す。

3. アルバイトについて

アルバイトを行う場合には、担任に申し出て、「アルバイト届」を提出する。

4. 旅行・登山・キャンプについて

(1) 旅行・登山・キャンプの際は、旅行・登山・キャンプ届を担任を通じ提出する。

(2) JRの学割証明書を必要とする場合は、1週間前までには事務室に届け出ること（用紙あり。生徒証番号が必要）。なお、生徒手帳P81～82「事務手続きについて 4. 旅客運賃の割引について」も参照すること。

5. 異装届について

登下校時を含めて、やむを得ない事情で異装をする場合は、あらかじめ異装届（本手帳）で願い出て許可を受ける。

6. その他の届け出及び願出

(1) 病気その他の理由で、長期の欠席又は休学する場合には担任に相談の上、届け出る。

(2) 物品の紛失、盗難、拾得の場合は、担任又は生活支援担当にすみやかに届け出る。

(3) 校舎・校具その他公共物を破損した時は、生活支援担当に届け出る。

(4) 校内で掲示物を掲示したり、文書等を配布したりする場合には、必ず担任を通じて生徒会担当の先生に願い出て、許可・検印を受ける。（生徒会関係の掲示物については生徒会係の検印を受ける。）

(5) 学校内外で集会を催したり、学校施設を利用したりする場合には、あらかじめ、担任又は当該教室の管理責任者に願い出て許可を受ける。

(6) 外部団体や外部の人と交渉したり、催しに参加したりする場合は必要に応じて学校の許可を受ける。

(7) 忌引

原則、以下の日数を忌引きとする。なお、遠隔地の場合は状況に応じて前後1日ずつ追加する。

父母	7日
父母の祭日	1日
祖父母・兄弟姉妹	3日
曾祖父母	1日
伯・叔父母	1日

V テスト受験心得

＊試験開始 5 分前には着席する。

＊机は 6 列を崩さず出席番号順に着席する。

＊試験問題の配付時から回収時まで私語を慎む。

1. 不正行為・カンニング行為は絶対にしない。（不正行為はすべて特別指導となる。）
 - (1) 机の中は必ず空にする。教科書・ノート・プリント等は、試験開始前にカバンまたはロッカーにしまい、カバンは椅子の下に置くかロッカーにしまう。プリント類は、ポケットの中など、身に付けていてもいけない。
 - (2) 机の上に書き込みがあった場合は必ず消し、試験中の机の上には何も書かない。
 - (3) 机の上に置いて良いものは、筆記用具と消しゴムのみ、下敷きやティッシュを使用したい場合は、必ず先生の許可を得る。ティッシュは箱や袋から出す。
 - (4) 試験中、筆記用具、消しゴムの貸し借りはしない。
 - (5) 携帯電話等は電源を切ってカバンの中にしまう。試験中に携帯電話が鳴ったり、携帯電話の使用及び触れる行為は不正行為、カンニング行為と見なされる。音楽プレーヤー等も同様。ポケットの中にあつた場合も不正行為、カンニング行為と見なす。
2. 質問がある場合には手をあげて、先生の指示を待つ。
3. 試験終了のチャイムと同時に筆記用具を置き、再び手にしない。各列の最後尾の者は、答案を番号順に集め、監督の先生のもとに届ける。なお、監督の先生が答案の点検が終わり、指示があるまで席を立ってはいけない。（答案の回収時に筆記用具を持つことは不正行為）
4. 試験中にトイレに出る場合は手をあげて、監督の先生の指示に従う。体調の悪い者は、あらかじめ担任に申し出ること。